

豊川市監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年4月22日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会庶務課）

監査実施期間 平成25年10月18日から

豊川監査公表第2号分

平成25年11月27日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 各学校の工事に係る請負契約において、一括の工事として競争入札に付すべきものを、複数に分割して随意契約としているものが見受けられるため、契約事務を所管する管財契約課と連携し、適正な契約事務に改善されたい。</p> <p>2 各学校の工事に係る請負契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用している随意契約において、公共工事等随意契約運用基準に基づく価格面での有利性が明確に示されていないため、契約事務を所管する管財契約課と連携し、適正な契約事務に改善されたい。</p> <p>3 行政財産（千両小学校敷地内）の目的外使用の許可事務において、平成13年度に受理した申請後の事務処理が行われていないため、早急に改善されたい。</p>	<p>1 各学校の工事に係る請負契約については、管財契約課と連携し適正に事務を執行するとともに、早期に発注計画を立て、競争入札に付すべき工事については、随意契約ではなく競争入札で発注するよう平成26年1月発注分より改善しました。</p> <p>2 各学校の工事に係る請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用する随意契約は、平成23年4月1日施行の豊川市公共工事等随意契約運用基準に基づき、価格面での有利性等を比較設計などにより明確に示すことを課内で徹底を図るとともに、平成26年1月発注分より改善しました。</p> <p>3 行政財産（千両小学校敷地内）の目的外使用の許可については、目的外使用をしている地元千両町内会長と協議を行い、町内会長からの行政財産目的外使用申請を受理し、平成26年3月31日付で許可をしました。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年4月7日現在のものである。

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会庶務課）

監査実施期間 平成25年10月18日から

豊川監査公表第2号分

平成25年11月27日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>4 行政財産（牛久保小学校敷地内）の目的外使用の許可事務において、平成22年度以降の事務処理が行われていないため、早急に改善されたい。</p> <p>5 行政財産の目的外使用の許可事務において、更新の事務処理がされていないものが見受けられるため、一斉点検を実施するとともに再発防止の対策を講じられたい。</p>	<p>4 行政財産（牛久保小学校敷地内）の目的外使用の許可事務については、目的外使用をしている地元牛久保町大字総代と協議を行い、大字総代からの行政財産目的外使用申請を受理し、平成26年3月31日付で許可をしました。</p> <p>5 行政財産の目的外使用について、更新されていない案件を調査するため、庶務課で把握している目的外使用許可一覧を平成26年2月28日付けで、全小中学校に照会し、3月下旬を目処に現状との突合せを行うなど、一斉点検を実施しました。その結果、更新事務がされていない事例はありませんでしたが、行政財産目的外使用の申請が出されていない事例（町内会やスポーツ少年団の道具入れ倉庫等）が見受けられました。</p> <p>今後、関係機関と調整をした上で、行政財産の目的外使用申請、許可の事務処理を進めます。</p> <p>また、管理用台帳を定期的に確認し、更新時期には案内通知をするなど、再発防止対策を実施します。</p>

（注）上表の措置状況は、平成26年4月7日現在のものである。